つくばみらい市教育委員会規則第２号

つくばみらい市学校運営協議会規則の一部を次のように改正する。

令和８年３月３日

つくばみらい市教育委員会

茨城県つくばみらい市教育委員会之印

つくばみらい市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

つくばみらい市学校運営協議会規則（令和５年つくばみらい市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３）　業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。